

第1章 本学の理念・目的・目標及び組織運営体制

1 沿革

新潟県の高齢化率は、全国平均を上回って推移しており、既に本県は超高齢化社会に突入している。特に過疎地域において高齢化の進展は著しく、最も高齢化率の高い地域では、既に46.2%に達している。この高齢化は、今後もさらに進行し、平成22年度の高齢化率は現在の23.0%から25.2%にまで達するものと推計されている。

このような状況を受け、新潟県長期計画・基本構想（2001～2010年）は「県民、市町村とのパートナーシップによる県づくり」を掲げ、保健・医療・福祉・医療体制、機能分担の明確化や相互連携の強化、質的向上、人材の確保に努めることとしている。

また、「生涯にわたる、適切なサービスの提供体制の確立に努めるとともに、保健・福祉専門職の学習環境づくり」を提唱し、高等教育機関の充実を図るため、社会人の大学、大学院での再教育や生涯学習支援、民間との共同研究など、開かれた高等教育の推進をめざすこととしている。

2 大学設置の経緯

平成6年4月に新潟県は看護職者不足の解消、質の高い看護職者の養成を目的として、新潟県立看護短期大学（収容定員300人）を設置した。短期大学完成年の平成9年度には、地域看護学専攻（収容定員45人）及び助産学専攻（収容定員15人）の2つの専攻科を開設した。

一方、この年の平成9年3月に県は「高等教育機関の整備に関する懇談会」を発足させた。この報告書（「新潟県における高等教育機関の整備のあり方」）には、「本格的な高齢化社会に対応して、本県が全国を先導する人材を育成していくためには、全国の先進モデルとなりうる教育研究課程を備えた福祉保健系大学の学部学科の拡充、強化が求められている。」との提言がなされている。

さらに、平成9年9月には、県内看護職能団体（新潟県看護協会、日本助産婦会新潟県支部、日本看護連盟新潟県支部、新潟県看護教員の会）より、看護教育の充実を図るため、早期に看護大学を開設するよう要望書が提出された。

これらを受けて新潟県は、平成12年3月に県内外の有識者と専門家等からなる「県立看護大学設立検討委員会」を設置し、看護大学設置に対する検討を進め、平成13年2月に「新潟県立看護大学基本計画」を策定した。

3 設置の目的

新潟県では、高齢化の進展、医療需要の多様化、医学・医療技術の高度化等の看護を取り巻く社会環境の変化や高い資質を有する看護専門職を養成をすることを目的として、学生の高学歴化、社会人のリカレント教育等の要望に応えることとも併せ、現在の新潟県立看護短期大学を四年制の看護大学に改組することとした。また、看護大学に看護研究交流センターを附設し、県民や現任の看護職員の生涯にわたる学習ニーズに寄与し、また、市町村自治体の保健・医療、福祉にかかる研究や実施に寄与することとしている。

4 教育の理念と目標

1) 建学の理念

県が初めて拓く県立大学としての理念は、「ゆうゆうくらしづくり」とした。この精神は、地域とともに発展する大学、県民のくらしに融け込み、地域に貢献するため各地のヘルスケアのニーズにバイタリティをもって独自の・創造的に、かつ、自由と自律の精神をもって、教育・研究に悠々と励むことである。

2) 使命

建学の理念をうけて「地域文化に根ざした看護科学の考究」を教育・研究の使命とした。新潟県の社会文化資源や日本海を中心とする世界貿易を見据え、個人、地域、国際社会各々の文化に根ざした「在る」ヘルスニーズに対応できる教育・研究を通して、資質の高い看護人材の育成を行う。

3) 教育理念と目標

本学の教育は、設置の趣旨に基づき、生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性を醸成し、自己及び他者への深い洞察力をもって自己成長への志向を育むとともに、基礎的・先進的な知識と技術を教授することにより、多様に変化する人々の健康と福祉のニーズに柔軟に応えうる人材を育成する。この理念を達成するため、看護学、およびこれに関連する学問領域の発展に寄与する教育を目指し、下記の教育目標を掲げる。

- ① 生命の尊厳を感受し、自己への深い洞察力と物事への豊かな想像力に根ざした倫理観を培い、人々の喜び、痛み、苦しみを分かち合い、自己の持てる力を行動に移す能力を養う。
- ② さまざまな個々に異なる健康状態の人々とさまざまに関わることのできる基本的専門知識と技術を習得して、学理に基づいて対応できる実践的問題解決能力を養う。
- ③ 社会情勢の変化や科学技術の発達に主体的・創造的に対応して生涯学習を継続・発展させる態度を養う。
- ④ 保健・医療・福祉の分野における他職種と協働・連携し、自己の専門性に対する誇りと責任感を持ち、可能な限り利用者のニーズに専心する態度を養う。
- ⑤ 専門職として国内外を活動の場とできる国際的視野をもった調整能力やコミュニケーション能力を養う。
- ⑥ 研究的態度を身につけ、看護学を発展させ、看護の専門性を向上させていく能力を養う。

5 学部・学科・入学者定数

学部 学科	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	学位 称号	開設時期 開設年次
看護学部 看護学科	4年	90名	10名	学士 (看護学)	平成14年4月1日第1年次 (編入学) 平成17年4月1日第3年次

6 大学運営上の組織体制

1) 教員組織

(1) 本学の教員定数

教授、助教授及び講師からなる教員定数（学長を含む）は38名。助手は20名、計58名である。

(2) 講座別専任教員の配置状況

各教員をそれぞれの専門領域で構成する教員組織に配置し、教科目の内容が共通しておりかつ講義、演習、実習授業を有効・効率的に計画し運営するために、5領域からなる大講座組織体制とした。

ただし、研究活動は、講座を越えて横断的に積極的に展開することとした。

職階による配置は、下表のように、助教授数が少なく講師数が多くなっているが、これは、新潟県立看護短期大学から新潟県立看護大学に配置替えを希望し、かつ本学が文科省大学設置審査機関に申請した教育課程編成内容により教員審査を受けた教授7名、助教授4名、講師8名、計19名、助手4名を適宜配置したこととも関係することである。

また、助手は、実習教科目を開講している看護学専門領域に配置している。ただし看護基盤科学講座教員の授業のために必要となる教材・教具等の整え又は保守に関する教育補助員の人件費1人分を教育研究費から捻出し、非常勤職員として採用している。

(3) 年次別講座別専任教員配置の現状

講座名	教授			助教授			講師			助手			計		
	14	15	16	14	15	16	14	15	16	14	15	16	14	15	16
看護基盤科学	5	6	6	4	4	4	5	5	5				14	15	15
実践基礎看護学				2	1	1	2	1	2	1	2	2	5	4	5
成人看護学	2	2	2	1	1	1	2	2	2	4	4	5	9	9	10
母子看護学	2	2	2				3	3	3	4	5	5	9	10	10
広域看護学	3	3	3	2	2	1	3	3	4	3	4	5	11	12	13
計	12	13	13	9	8	7	15	14	16	12	15	17	48	50	53

なお、「看護研究交流センター」には、専任教員の配置はなく大学教員全員が兼務で研究員となっている。

2) 運営体制

(1) 企画会議

学長ほか、各組織の長として、事務局長、学生部長、図書館長及び看護研究交流センター長を置いた。

この、学長、事務局長、学生部長、図書館長及び看護研究交流センター長をもって組織する企画会議を置き、毎月1回、管理運営事項等について討議している。

(2) 教授会

大学運営に関する重要な事項を審議するため、教授会を置き、学長、教授及び助教授をもって組織した。

教授会は、次の各号に掲げる事項を審議することになっている。

- ① 学則その他重要な学内規程の制定及び改廃に関する事項
- ② 教員の人事に関する事項
- ③ 教育課程及びその履修に関する事項
- ④ 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍その他の身分に関する事項
- ⑤ 学生の試験及び卒業に関する事項
- ⑥ 学生の厚生補導に関する事項
- ⑦ その他教育研究上の重要事項に関する事項

(3) 運営委員会

教授会の付託を受けて、大学運営に関する専門的事項を検討するための運営委員会7委員会1部会を置いている。

また、特別な事項を検討するため、学長の直属機関として、特別委員会4委員会を置いている。

運営委員会：教務委員会、学生委員会、入試・就職委員会、図書委員会、
研究交流委員会、情報ネットワーク委員会、広報委員会、
教務委員会実習部会

特別委員会：自己点検・評価委員会、FD委員会、倫理委員会、
セクシュアル・ハラスメント対策委員会

(4) 運営協議会

大学の運営等について学外有識者や高等教育機関の長からの提言、助言を受けるため、大学運営協議会を置き、公立大学として適正かつ円滑な運営に資するため、年1回開催している。

(5) 合同会議

県福祉保健部との「合同会議」を年2回開催し、教育・研究活動、大学の管理運営の改善や各事業のより強力な推進に向けた方策等について議論し、実現に向けた方途を検討している。

3) 看護短期大学と大学との組織的自立と関係

(1) 教育体制

① 教員組織

大学新規採用教員及び短期大学からの移行教員を含む全教員が短期大学教員を併任している。

② 教育期間

看護大学の設置に伴い、看護短期大学看護学科及び専攻科（地域看護学専攻及び助産学専攻）については、次の計画で募集を停止し、在学生の卒業、修了を待って、廃止することになっている。

Ⓐ 看護学科：平成13年度まで学生を受入れることとし、平成14年度以降の学生の募集を停止した。看護学科の教育は平成16年3月をもって終了した。

Ⓑ 専攻科：平成16年度まで学生を受入れることとし、平成17年度以降の学生の募集を停止する。2専攻科の教育は、平成17年3月をもって終了する。

③ 教育内容

大学と短期大学の教育内容は、各々独自の学則、講義要項及びシラバスに沿って進めている。

④ 運営

大学と短期大学の教育運営は、教授会により、月1回開催している。

運営委員会の組織やその委員の活動も独自に行われているが、研究予算、教材整備、図書館運営や大学祭など、両教員と学生が共有する事項については、各々が不利益を被ることがないよう対応している。

7 学生の受け入れ

1) 学生の募集と選抜方法

本学は県立の大学であり県民に高等教育の機会を提供し、「地域を支える人材を地域で育成する」という観点から募集定員90名のうち30名を県内高校からの推薦枠としている。

この中には、県内に2校ある衛生看護科卒業生に対して1校当たり2名の特別推薦枠を設けていたが、17年度分の推薦入試以降廃止した。若干名の社会人特別選抜枠も設けている。また、一般選抜については、看護学に関心と熱意があり基礎学力を有する学生を選抜するため、学力試験と面接により選抜を実施している。

(1) 選抜試験の状況

本学の第一期生となる平成14年度入学生90名の選抜試験は、文部科学省の大学設置認可時期（13年12月）との関係で大学入試センター試験を利用することができなかったことから独自の入学試験を行った。

平成15年度及び16年度の入学生選抜試験については、推薦および社会人特別選抜については独自で、一般入試については大学入試センター試験を利用してそれぞれ実施した。

① 14年度の状況

平成14年度の選抜は、「特別選抜」と「一般選抜」により実施した。

特別選抜では、「一般推薦」、「衛生看護科推薦」、「社会人特別選抜」の区分でそれぞれ平成14年1月に実施した。

一般推薦は県内高等学校長から推薦された(1校3名以内)53名から小論文および面接により29名を選抜した。

衛生看護科推薦は県内高等学校長から推薦された(1校2名以内)2名から小論文および面接により2名を選抜した。

社会人特別選抜は12名の中から小論文および面接により5名を選抜した。

一般選抜は前期試験を平成14年2月に、後期試験を3月に実施し、前期979名、後期305名の受験者から前期91名、後期26名を選抜し58名が入学した。

	特別選抜			一般選抜	
	一般推薦	衛生看護科推薦	社会人特別選抜	前 期	後 期
定員	28名	2名	若干名	50名	10名
試験日	14年1月27日			14年2月17日	14年3月17日
試験科目	小論文・グループ面接			英語・数学・国語・理科（化学・生物から選択）	
受験者	60名	2名	12名	979名	305名
合格	29名	2名	5名	91名	26名
入学	29名	2名	5名	34名	24名

② 15年度の状況

平成15年度は、特別選抜については変更なく、一般選抜については大学入試センター試験を利用した分離分割方式で実施した。

	特別選抜			一般選抜	
	一般推薦	衛生看護科推薦	社会人特別選抜	前 期	後 期
定員	28名	2名	若干名	50名	10名
試験日	14年11月24日			15年2月25日	15年3月12日
試験科目	小論文・グループ面接			大学入試センター試験 （5教科6科目）	
				小論文・グループ面接	
受験者	60名	2名	8名	108名	44名
合格	28名	2名	3名	54名	10名
入学	28名	2名	3名	51名	10名

③ 16年度の状況

平成16年度は、特別選抜、一般選抜ともに平成15年度と同様に実施した。

	特別選抜			一般選抜	
	一般推薦	衛生看護科推薦	社会人特別選抜	前 期	後 期
定員	28名	2名	若干名	50名	10名
試験日	15年11月30日			16年2月25日	14年3月12日
試験科目	小論文・グループ面接			大学入試センター試験 （5教科6科目）	
				小論文・グループ面接	
受験者	48名	3名	6名	122名	32名
合格	29名	2名	4名	50名	10名
入学	29名	2名	3名	48名	10名

なお、平成15年9月19日、学校教育法施行規則の一部改正があり、これに基づき平成16年入試から出願資格に「本学において、個別の入学資格審査により高等学校卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で入学する前年度末までに18歳に達する者」を追加した。実際に入学資格審査を受けたものはいなかった。

2) 入学生の状況

区 分	入学年	名 数	
県内出身	14年度	59名 (62.8%)	上越地域 13名 下越地域 24名 中越地域 22名
	15年度	69名 (74.2%)	上越地域 17名 下越地域 30名 中越地域 22名
	16年度	74名 (80.4%)	上越地域 15名 下越地区 40名 中越地区 19名
県外出身	14年度	35名 (37.2%)	富山・長野・福島 各4名 石川・福井・山形・秋田・栃木 各2名 北海道・青森・岩手・宮城・茨城・千葉・埼玉・群馬・神奈川・静岡・岐阜・三重・福岡 各1名 (隣接県15名)
	15年度	24名 (25.8%)	富山・長野 各3名 山形・群馬・福島・福井・愛知 各2名 石川・山梨・青森・岐阜・滋賀・京都・島根・長崎 各1名 (隣接県 12名)
	16年度	18名 (19.6%)	長野 4名 富山・福島 各3名 山形 2名 群馬・北海道・秋田・宮城・岐阜・石川 各1名 (隣接県13名)

県内および隣接県出身がほとんどを占めその割合が年々増加している。(14年78.7%、15年87.1%、16年94.6%)

本学開学後も看護系大学の開学が相次ぎ、出身地近くの学校に入学する傾向がうかがえる。

3) 編入学制度について

近年、短大や専門学校の卒業生が高度な学習機会を求める傾向にあり、このニーズに対応するため、3年次への編入学生10名を受け入れる。

実際の受け入れは平成17年度からである。

平成16年9月に、編入学試験を実施した。合格者は下表のとおりであった。

募集定員	受験者	合格者	入学(予定)
10名	25名	10名	8名

8 入学情報の公開

1) オープンキャンパス

大学入学前に本学の特徴、学習内容、大学生活の一端を知らせることにより進路決定の助けとするため、オープンキャンパスを実施している。

<実施状況>

平成13年度 開学前年であり、県立看護大学設立準備室によりオープンカレッジと称して8月2日、9日、23日の3回実施し、県立看護短期大学を会場に大学概要、入試の予定説明、施設案内等を行った。

平成14年度 7月25日、8月1日、29日の3回実施した。内容は、大学の概要及び入学試験の概要、施設見学、体験学習、各種相談を行い、生徒267名の参加があった。

平成15年度 7月31日、8月28日の2回実施した。内容は、大学の概要及び入学試験の概要、施設見学、体験学習、各種相談を行い、生徒262名の参加があった。

平成16年度 7月29日、8月4日の2回実施した。内容は、大学の概要及び入学試験の概要、施設見学、体験学習、各種相談を行い、生徒184名の参加があった。

2) 大学説明会

(1) 県内大学入試懇談会

新潟県高等学校長協会大学入試専門委員会主催の県内大学入試懇談会に出席し、大学の概要や入試の状況説明及び各高校からの質問等に回答した。

平成15年9月24日 高校側出席者 65名

平成16年9月22日 高校側出席者 70名

(2) 進路説明(相談)会

県内各地で開催される進路説明会に参加し、大学の概要や入試状況の説明及び生徒からの質問に回答している。専門学校と一緒に説明会ではほとんど相談がなく、今後の参加について検討を要する。

(3) 大学説明会と模擬授業

各高校で行う大学説明会や模擬授業に入試・就職委員を中心に教職員が出向き、大学の説明や模擬授業を行い、専門学校と大学の進路選択に迷っている生徒に大学進学の特長を説明した。

(4) 公開授業

平成16年度から「高校生のための授業見学」として受講を希望する高校生に対し大学の授業を公開しており、本学の学生と一緒に授業を受けている。

平成16年度は、「形態機能学Ⅱ」と「基礎看護技術演習Ⅱ」の2科目を公開し、42名の高校生が参加した。